

第7章 資産及び会計

(資産)

第38条

本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 会費
- 二 入会金
- 三 寄付金品
- 四 資産から生ずる果実
- 五 事業に伴う収入
- 六 前各号以外の収入

(経費)

第39条

本会の経費は、資産をもって充てる。

(資産の管理)

第40条

本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業年度)

第41条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告書等の作成)

第42条

1. 会長は、毎事業年度の末日ごとに次の書類及びその付属明細書を作成しなければならない。
 - 一 事業報告書
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書
2. 会長は、前項の各書類を、監事に提出して監査を受けなければならない。
3. 監事は、前項の書類を監査の上、その報告書を会長に提出しなければならない。

(事業報告書等の承認)

第43条

会長は、第42条第1項各号の書類を、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出してその承認を得なければならない。